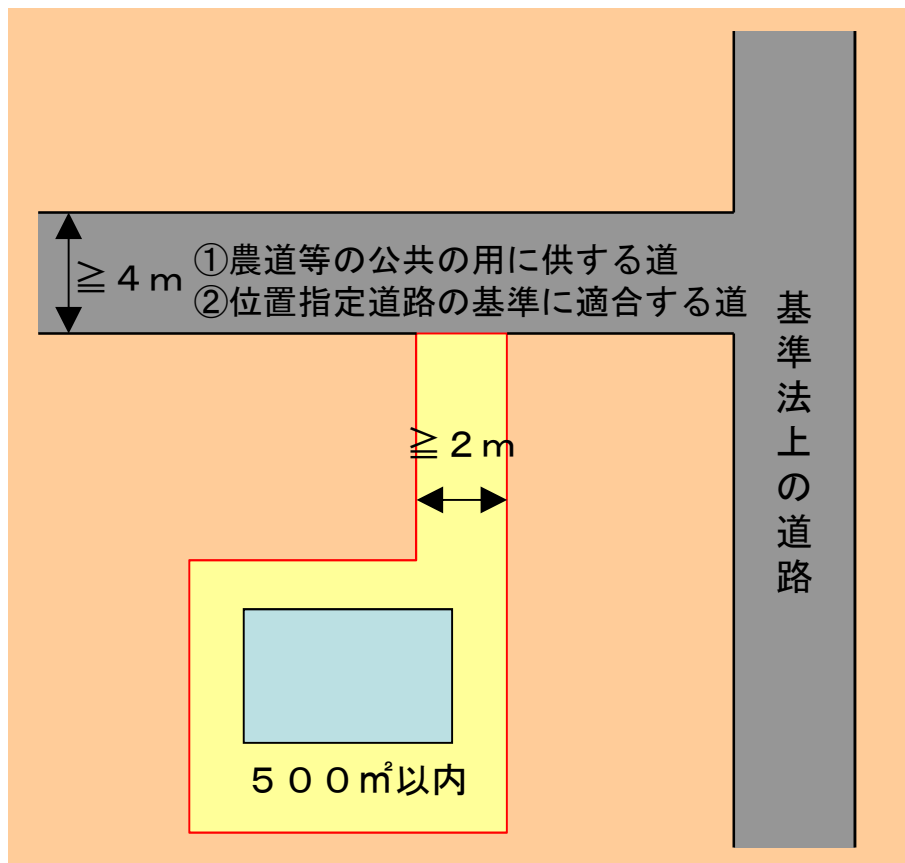


その敷地が幅員 4 m以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に 2 m以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関して国土交通省令で定める基準に適合するもの。



(条件)

- ・ 避難及び通行の安全上必要な道（以下「通路」という。）に関する基準は以下のいずれかに該当するもの
 - ①農道等の公共の用に供する道であること
 - ②建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準（位置指定道路の基準）に適合する道であること
- ・ 利用者が少数であるものの建築物の用途及び基準は以下に該当するもの
 - 規模：延べ面積500m²以内（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）
 - 用途：（上記①の場合）別表第一（イ）欄（一）項に掲げる用途以外（上記②の場合）一戸建ての住宅／長屋／兼用住宅
- ・ 申請者等が通路を将来にわたって通行することについての下記の者の承諾（同意）があること
 - ア）当該通路の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者
 - イ）（上記②の場合のみ）当該通路を位置指定道路の基準に適合するように管理する者
- ・ この場合、通路を前面道路とみなし、建築基準法及び新潟県建築基準条例の集団規定を満足する建築計画であること